

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等についての認定 (消防課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村振興課) 一
- 所在地を確知できない建設業者の申出 (事業管理課) 二
- 道路の区域変更(四件) (道路課) 二
- 道路の供用開始(三件) (同) 三
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (同) 三
- 廃川敷地等の発生 (河川課) 四
- 土地区画整理事業の終了の認可 (都市計画課) 四
- 土地改良区役員の住所変更の届出 (仙台地方振興事務所) 四
- 選挙管理委員会 (選挙管理委員会) 四
- 不在者投票を管理すべき施設の指定の取消しについて 四
- 公安委員会 (公安委員会) 五
- 宮城県警察組織規則の一部を改正する規則 五
- 収用委員会 (収用委員会) 八
- 吉田川吉田事件審理の開催 (八) 八
- 吉田川吉田事件公示送達 (八) 八
- 宮城県公報第一九二号(令和三年三月三十日付け)中 (八) 八
- 宮城県公報第二三八号(令和三年九月十七日付け)中 (八) 八

ページ

告 示

- 宮城県公報第二四七号(令和三年十月十九日付け)中 八
- 宮城県公報第二八〇号(令和四年二月十八日付け)中 九

○宮城県告示第九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)第三十五条の六第一項の規定により、液化石油ガス販売事業者について、次のとおり保安の確保の方法等の認定をしたので、同法第八十八条第二項第一号の規定により公示する。

令和四年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名又は名称及び法人に あつては代表者の氏名 新みやぎ農業協同組合 代表理事組合長 大坪 輝夫	住所又は所在地 栗原市築館字照越大ケ 原四十三番地一	保安確保機器の設置 及び管理の方法の別 液化石油ガスの保安の 確保及び取引の適正化 に関する法律施行規則 (平成九年通商産業省 令第十一号)第四十六 条第二号 (第二号認定)	認定年月日 令和四年二月二十 五日
---	----------------------------------	---	-------------------------

○宮城県告示第一百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和四年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一〇三〇〇四二一	事業所の名称及び 所在地 みらい塩釜事業所 塩釜市新浜町一丁目 一五一七	指定障害福祉サ ービスの種類 就労継続支援B 型	設置者名 株式会社みら い総合福祉	指定年月日 令和四年二月 一日
---------------------	--	-----------------------------------	-------------------------	-----------------------

○宮城県告示第一百一十号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越河角田線
- 三 道路の区域

変更の区間		
変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	九・一 一一・〇	一一・二
後	九・一 二二・四	一一・二

○宮城県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年三月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越河角田線
- 三 道路の区域

変更の区間		
変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	九・九 一二・五	八・〇
後	一〇・五 三八・九	八・〇

○宮城県告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年三月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	白石丸森線	伊具郡丸森町大張川張字三川尻下五〇番一地先から 同郡同町大張川張字三川尻下六一番一地先まで	令和四年 三月四日

○宮城県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年三月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	越河角田線	伊具郡丸森町耕野字日吉二一番一地先から 同郡同町耕野字日吉二一番一地先まで	令和四年 三月四日

○宮城県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年三月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	越河角田線	伊具郡丸森町耕野字大場平下八番一地先から 同郡同町耕野字大場平下八番一地先まで	令和四年 三月四日

○宮城県告示第百二十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、令和四年三月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事

務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鹿島台停車場線
- 三 道路の区域

指 定 区 間	敷地の延長 (メートル)
大崎市鹿島台平渡字東銭神三番三地从先から 同市鹿島台平渡字東銭神四番四地先まで	一四〇・〇〇、 (上り線七〇・〇〇、 下り線七〇・〇〇)

○宮城県告示第百二十一号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁(土木部河川課)及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 河川の名称
 - 二級河川砂押川水系藤田川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
令和四年一月十七日
- 三 廃川敷地等の位置
 - 宮城県利府町春日字岩沢六十五番
 - 宮城県利府町春日字勝負沢八十三番
 - 宮城県利府町森郷字大窪北六十七番三及び六十七番四
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
 - 土地 八百六十三平方メートル

○宮城県告示第百二十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十三条第一項の規定により、次の土地区画整理事業の終了について認可した。

令和四年三月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 土地区画整理事業の名称
利府町新太子堂南土地区画整理事業
- 二 施行者の名称
積水ハウス不動産東北株式会社
- 三 事業施行期間
令和二年二月四日から令和四年三月三十一日
- 四 施行地区
宮城県利府町森郷字新町浦、同字仲町浦及び同字新太子堂の各一部
- 五 施行認可の年月日
令和二年一月二十七日
- 六 終了認可の年月日
令和四年二月二十八日

○宮城県告示第百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、仙台東土地改良区役員の住所変更について、次のとおり届出があった。

令和四年三月四日

宮城県仙台地方振興事務所
所 長 富 田 政 則

監 事	役 職 名		変 更 後		変 更 前	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所	氏 名	住 所
伊藤 憲一	伊藤 憲一	仙台市若林区荒井一丁目七番地の十二	伊藤 憲一	仙台市若林区荒井字札屋敷五十五番地	伊藤 憲一	仙台市若林区荒井字札屋敷五十五番地

選挙管理委員会

○宮選管告示第十三号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。
令和四年三月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選挙管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一医療法人順化会猪苗代病院の項を削る。

附 則

この告示は、令和四年三月四日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則2号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月4日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課等の設置) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。	(課等の設置) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。
課 等 組 織	課 等 組 織
(略)	(略)
地 域 課	地 域 課
宮城県警察地域指導室	宮城県警察地域指導室
宮城県警察航空隊	(略)
(略)	(略)
捜査第二課	宮城県警察特殊詐欺対策室
宮城県警察特殊詐欺対策室	(略)
(略)	(略)
組織犯罪対策課	組織犯罪対策課
宮城県警察通訳センター	宮城県警察通訳センター

(略)
警 備 課
宮城県警察災害対策室
(略)

(略)
警 備 課
宮城県警察航空隊
(略)

5・6 (略)

第3条の2～第6条 (略)

(地域部の課等の所掌事務)

第6条の2 地域部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

地域課

(1)～(4) (略)

(5) 警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用に関すること。

(6)～(10) (略)

(11) 地域指導室及び航空隊の運営に関すること。

通信指令課～鉄道警察隊 (略)

(刑事部の課等の所掌事務)

第7条 刑事部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

刑事総務課・捜査第一課 (略)

捜査第二課 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 特殊詐欺対策室の運営に関すること。

捜査第三課～科学捜査研究所 (略)

組織犯罪対策課

(1)～(8) (略)

(9) 通訳センターの運営に関すること。

暴力団対策課・銃器薬物対策課 (略)

第8条 (略)

(警備部の課等の所掌事務)

第9条 警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

公安課 (略)

警備課 (略)

(1)～(7) (略)

(8) 機動隊の運用に関すること。

(9) 機動隊の運用に関すること。

5・6 (略)

第3条の2～第6条 (略)

(地域部の課等の所掌事務)

第6条の2 地域部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

地域課

(1)～(4) (略)

(5) 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。

(6)～(10) (略)

(11) 地域指導室の運営に関すること。

通信指令課～鉄道警察隊 (略)

(刑事部の課等の所掌事務)

第7条 刑事部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

刑事総務課・捜査第一課 (略)

捜査第二課 (略)

(1)～(4) (略)

捜査第三課～科学捜査研究所 (略)

組織犯罪対策課

(1)～(8) (略)

(9) 特殊詐欺対策室及び通訳センターの運営に関すること。

暴力団対策課・銃器薬物対策課 (略)

第8条 (略)

(警備部の課等の所掌事務)

第9条 警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

公安課 (略)

警備課 (略)

(1)～(7) (略)

(8) 警察用航空機の運用に関すること。

(9) 機動隊の運用に関すること。

(9) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項の規定による通報の受理に関すること。

(10) 行列行進集団示威運動に関する条例(昭和24年宮城県条例第47号)の施行に関すること(公安課の所掌に属するものを除く。)

(11) 災害対策室_____の運営に関すること。

外事課・機動隊 (略)
第10条～第16条 (略)
(警察本部の職及び職務)

第17条 警察本部の組織に置く警察官の職、その職務及びその職に充てる警察官の階級は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

(10) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項の規定による通報の受理に関すること。

(11) 行列行進集団示威運動に関する条例(昭和24年宮城県条例第47号)の施行に関すること(公安課の所掌に属するものを除く。)

(12) 災害対策室及び航空隊の運営に関すること。

外事課・機動隊 (略)
第10条～第16条 (略)
(警察本部の職及び職務)

第17条 警察本部の組織に置く警察官の職、その職務及びその職に充てる警察官の階級は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組 織	職	職 務	階 級
(略)			
県民安全対策課	人身安全対策官	県民安全対策課長の命を受け、人身安全関連事業に関する事務を掌理し、県民安全対策課長を補佐する。ただし、生活安全部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、生活安全部長を補佐する。	

組 織	職	職 務	階 級
(略)			
県民安全対策課	人身安全対策官	県民安全対策課長の命を受け、人身安全関連事業に関する事務(行政措置に係るものを除く。)を掌理し、県民安全対策課長を補佐する。ただし、生活安全部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、生活安全部長を補佐する。	

警視

警視

(略)		
捜査第三課	(略)	

(略)		
捜査第三課	組織犯罪対策課	組織犯罪対策課長の命を受け、組織犯罪の捜査、対策等に関する事務を掌理し、組織犯罪対策課長を補佐する。ただし、組織犯罪対策局長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、組織犯罪対策局長を補佐する。

(略)		
少年課	(略)	

(略)		
少年課	生活環境課	生活環境課長の命を受け、生活経済、環境、風俗その他特別法の犯罪取締り

(略)		
少年課	(略)	

(略)		
少年課	生活環境課	生活環境課長の命を受け、生活経済、環境、風俗その他特別法の犯罪取締り

<p>合は、その事務を掌理し、総務部長を補佐する。</p> <p>(略)</p> <p>7～11 (略) 第17条の2 (略) (警察署の職制) 第18条 (略) 2～7 (略) 8 前項に掲げる係長及び主任の職は、一般職員をもって充てることができる。 9 (略)</p>	<p>合は、その事務を掌理し、総務部長を補佐する。</p> <p>(略)</p> <p>7～11 (略) 第17条の2 (略) (警察署の職制) 第18条 (略) 2～7 (略) 8 前項に掲げる職は、一般職員をもって充てることができる。 9 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定(組織犯罪対策課、生活環境課及び運転教育課の項を加える部分を除く。)は、令和4年3月25日から施行する。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第1号

一級河川鳴瀬川水系吉田川改修工事(吉田川河道掘削・宮城県黒川郡大和町落合舞野字上舞野西地内から同町吉田字松木川原地内まで)について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

令和4年3月4日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 日時 令和4年5月13日(金)午後3時30分から

2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室

3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

○宮城県収用委員会告示第2号

吉田川吉田事件について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けてください。

令和4年3月4日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 通知すべき書類

令和4年2月28日付け宮収第5004号 審理の開催についての通知

2 通知を受け取るべき者

菊池 辰雄 住所・常居所不明

ただし、最後に判明した住所 Avenida Itaborai, 594 Bosque da Saude, Sao Paulo-

SP, Brasil

不明(菊池 孝の子又はその相続人)

KIMIKO KOBAYASHI 住所・常居所不明

SHINDY KOBAYASHI Rua Rene Pron, 69 Vila Suica Santo Andre Sao Paulo

SUMIKO KOBAYASHI 住所・常居所不明

Toshiaki Kobayashi 住所・常居所不明

正 誤

○宮城県公報第一九二号(令和三年三月三十日付け)中

ページ

段

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

誤

様式第一号から様式第十三号までを削る。

様式第一号から様式第十三号までを削る。

誤

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)」

誤

題名を次のように改める。
宮城県内水面漁場管理委員会情報通信技術を活用した行政の推進

○宮城県公報第一四七号(令和三年十月十九日付け)中	正	誤
ページ	段	行
五	下	一〇

九 上 行	ページ 段 行	○宮城県公報第二八〇号 (令和四年二月十八日付け) 中	「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)」、 「情報通信技術を活用した行政等に関する規程」 の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)」
あつた	正	あつた	誤